

■電波利用ホームページ（総務省）

<http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

◎地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システム

http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/system/ml/area_bwa/index.htm

○総務省資料①：「地域 BWA の概要（PDF 版）」

http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/system/ml/area_bwa/002.pdf

○総務省資料②：「地域 BWA システムの無線局免許状況（サービス実施状況、基地局開設数）」

http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/system/ml/area_bwa/003.pdf

(注) 資料①②は定期的に更新されておりますので、同ホームページにて最新版をご確認下さい。

電波利用ホームページ
The Radio Use Web Site

HOME | 電波利用の概要 | 電波利用に関する制度 | ご案内/資料集 | 最新情報 | Q&A

HOME > 電波利用の概要 > 電波利用システム > 陸上移動通信 > 地域広帯域移動無線アクセス(地域BWA)システム

地域広帯域移動無線アクセス(地域BWA)システム

印刷用ページ

- 1. 地域BWAシステムの目的
- 2. 地域BWAサービスの対象区域及びイメージ例
- 3. 地域BWAシステムの周波数・技術方式
- 4. 地域BWAシステムの無線局の免許状況
- 5. 地域BWAシステムの無線局免許申請
- 6. 関連情報

1. 地域BWAシステムの目的

地域広帯域移動無線アクセス(地域BWA: Broadband Wireless Access)システムは、2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド(条件不利地域)の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システムです。

(1) 地域BWA制度の概要(ハンドブック)

導入を検討している地方自治体や事業者向けに地域BWAの制度趣旨や事務手続きの要点等を解説したハンドブックは下のリンクよりダウンロードできます。

[地域BWA制度の概要\(PDF版\) ダウンロード](#) ①

(2) 地域BWAの利活用事例集

地域WiMAX推進協議会が作成した「地域BWA利活用事例集」を同協議会ホームページよりダウンロードできます。

[地域BWA利活用事例集](#) PDF

2. 地域BWAサービスの対象区域及びイメージ例

地域BWAのサービス区域は、1つの市町村の行政区域の全部又は一部、都道府県の行政区域の一部などを対象としています。

地域BWAシステムは、これらの対象区域において、地域の暮らし・防災情報の配信、児童・高齢者見守り、学校のネット利用、交通機関の運行情報、商店街監視カメラなどの映像伝送、条件不利地域の解消など、地域住民のためのサービスの実現を通じて、地域の公共の福祉の増進に寄与するために用いられるものです。

地域BWAサービスの対象地域

地域BWAのサービスイメージ例

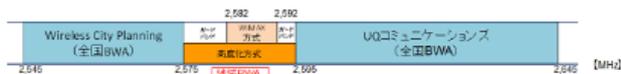
【サービス内容】
地域の暮らし・防災情報の配信
児童・高齢者見守り
学校のネット利用
交通機関の運行情報
商店街監視カメラなどの映像伝送
条件不利地域の解消 など

3. 地域BWAシステムの周波数・技術方式

[ページTOPへ](#)

(1) 周波数

地域BWAシステムは、下図のとおり2.5GHz帯の周波数を使用しています。



地域BWAシステム用の周波数帯の上側及び下側周波数帯においては、全国BWA事業者が周波数割当を受けており、地域BWA周波数帯と全国BWA周波数帯の間には、所要のガードバンドが設定されています。

なお、高度化方式については、全国BWA事業者との間で調整を行ったうえで、同期を確保することで、ガードバンドを省略することが可能です。

(2) 技術方式

地域BWAシステムの技術方式は、下表のとおりです。

	既存システム (電波法附則第49条の2第1項)	高度化システム (電波法附則第49条の2第2項)
(1) 技術方式	モバイルWIMAX	WIMAX R2.1AE及びAXGP
(2) 占有周波数帯幅	5MHz又は10MHz	5MHz、10MHz又は20MHz ^{※1)}
(3) 空間多重技術	非対応	4×4MIMOに対応
(4) キャリアアグリゲーション技術	非対応	対応
(5) 伝送速度	下り最大15.4Mbps	下り最大220Mbps ^{※2)}

※1: 高度化方式20MHz幅システムの使用にあたっては、上側周波数帯及び下側周波数帯の全国BWA事業者との間で調整を行ったうえで、同期を確保する必要があります。

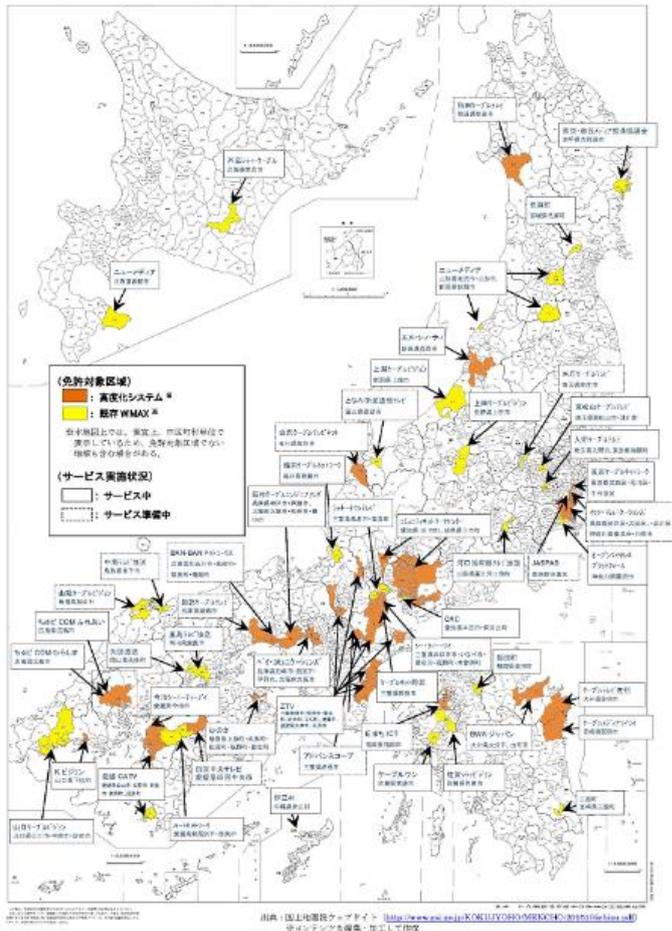
※2: 20MHz幅システムかつ4×4MIMOを使用した場合。

4. 地域BWAシステムの無線局の免許状況

[ページTOPへ](#)

平成29年8月1日現在の地域BWAシステムの無線局の開設状況は下図のとおりです(全国で52者が地域BWA基地局を開設)。

地域BWAのサービス実施状況(平成29年8月1日現在)



(詳細はこちら。(PDFファイルが開きます。))

②

■ 5.地域BWAシステムの無線局免許申請

[ページTOPへ](#)

地域BWAサービスを行うために無線局を開設するためには、総務大臣の免許が必要です。無線局免許申請に係る審査基準は[こちら](#)よりダウンロードできます。

申請書類は、無線局を開設する場所を管轄する地方総合通信局あて提出してください。
(地方総合通信局の所在地は[こちら](#))

■ 6.関連情報

[ページTOPへ](#)

[○ 地域WiMAX推進協議会のページ](#) [→外部リンク](#)

[○ 平成28年7月15日報道発表](#) [→外部リンク](#)

「電波政策2020懇談会 報告書」及び意見募集の結果の公表

[○ 平成26年12月26日報道発表](#) [→外部リンク](#)

「電波政策ビジョン懇談会 最終報告書」及び意見募集の結果の公表

[○ 平成26年9月10日報道発表](#) [→外部リンク](#)

地域BWAシステムの高度化等に係る制度整備案の意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

[○ 平成26年7月25日報道発表](#) [→外部リンク](#)

地域BWAシステムの高度化等に係る制度整備案の意見募集

[○ 平成26年7月14日報道発表](#) [→外部リンク](#)

「電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ」及び意見募集の結果の公表

[○ 平成25年12月17日報道発表](#) [→外部リンク](#)

地域BWAのシステム多様化のための調査結果
(回答結果一覧は[こちら](#))

[○ 平成25年11月20日報道発表](#) [→外部リンク](#)

地域BWAのシステム多様化のための調査の実施

[○ 平成25年4月10日報道発表](#) [→外部リンク](#)

広帯域移動無線アクセスシステムに係る随時の利用状況調査の評価結果及び意見募集の結果の公表

[ページTOPへ](#)